○ 愛知大学研究倫理・コンプライアンス委員会規程

（目的）
第１条　この規程は、愛知大学（以下「本学」という。）における研究全般にかかわる不正を事前に防止するための取組みの具体化と管理責任体制を明確にするため、愛知大学公的研究費管理・監査規程第５条及び愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程第３条に基づき、学長の下に設置する愛知大学研究倫理・コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。
（構成員）
第２条　委員会は、次の者をもって組織する。
⑴　統括管理責任者（副学長（経営担当））
⑵　事務局長
⑶　学部長
⑷　法務研究科長
⑸　短期大学部長
⑹　研究委員長
⑺　学術支援事務部長
２　委員長には、統括管理責任者（副学長（経営担当））をもってあてる。
３　委員長は、委員会を統括する。
（審議事項）
第３条　審議事項は、次のとおりとする。
⑴　コンプライアンス教育に関する事項
⑵　研究倫理教育に関する事項
⑶　不正防止対策の基本方針の具体化に関する事項
⑷　不正行為が生じた場合における措置に関する事項
⑸　安全保障輸出管理に関する事項
⑹　その他、不正を事前に防止するための取組みに関する事項
２　コンプライアンス教育及び研究倫理教育に関する内容については、別に定める。
３　第１項第５項の安全保障輸出管理に関する事項は、愛知大学安全保障輸出管理規程に定める。
（委員会）
第４条　委員会は、委員長が招集する。
２　委員会は、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。
（幹事）
第５条　委員会の幹事には、名古屋研究支援課長及び豊橋研究支援課長をあてる。
（規程の改廃）
第６条　この規程の改廃は、委員会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附　則（制定）
この規程は、2015年４月１日から施行する。
附　則（構成員の追加に伴う改正）
この規程は、2019年９月12日から施行する。
附　則（審議事項の追加に伴う改正）
この規程は、2022年４月１日から施行する。